国土交通省自動車局同時発表
令和４年１０月４日
北陸信越運輸局

タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策事業（第４期）を実施します
－ 令和４年８月から９月のＬＰガス価格高騰相当分を支援 －
申請受付は１０月４日（火）から開始

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、ＬＰガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。
今般、第１期、第２期及び第３期に続き、第４期（令和４年８月１日～同年９月３０日）の申請受付を開始します。

１ 補助対象事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者

２ 申請受付期間
令和４年１０月４日（火）～同年１１月１７日（木）１６：００

３ 支援内容
令和４年８月１日～同年９月３０日の間における、ＬＰガスの価格高騰相当分を支援。
※令和４年度１０月以降の事業については、別途お知らせします。

４ 事業の執行団体
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局（パシフィックコンサルタンツ(株)内）
具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Ｗｅｂサイト】
https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/
※第１期、第２期及び第３期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

５ その他
第１期（令和４年１月２７日～同年３月３１日分）、第２期（令和４年４月１日～同年５月３１日分）及び第３期（令和４年６月１日～同年７月３１日分）の受付は終了しております。
第２期及び第３期ともに補助金を受領された事業者においては、第４期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Ｗｅｂサイトをご覧ください。

【お問い合せ先】
（補助事業の申請に関すること）
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局
（パシフィックコンサルタンツ(株)内）
TEL：050-5530-2153
※第１期・第２期・第３期と電話番号が異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）
自動車局旅客課　有馬、上中、富田
代表：（03）5253-8111（内線41223）
直通：（03）5253-8571
FAX：（03）5253-1636